

金融機関に対する取引照会について

平成26年3月
国税庁

税務行政の運営の考え方

国税庁の使命

納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。



任 務

- 1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現
- 2 酒類業の健全な発展
- 3 税理士業務の適正な運営の確保



行動規範

- ① 納税者が申告・納税に関する法令解釈や事務手続きなどについて知ることができるよう、税務行政の透明性の確保に努める。
- ② 納税者が申告・納税する際の利便性の向上に努める。
- ③ 税務行政の効率性を向上するため事務運営の改善に努める。
- ④ 調査・滞納処分事務を的確に実施するため、資料・情報の積極的な収集・活用に努める。
- ⑤ 悪質な脱税・滞納を行っている納税者には厳正に対応する。

取引照会の現状

取引照会の必要性

納税者本人への調査のみでは把握できない重要な情報を収集する貴重な機会

質問検査権等に基づく照会

- 国税庁、国税局又は税務署の当該職員には、法令により質問検査権等が付与されており、当該権限に基づき取引照会を実施

(例) 国税通則法第74条の2

国税庁、国税局若しくは税務署・・・の当該職員・・・は、所得税、法人税又は消費税に関する調査について必要があるときは、次の各号に掲げる調査の区分に応じ、当該各号に定める者に質問し、その者の事業に関する帳簿書類その他の物件・・・を検査し、又は当該物件・・・の提示若しくは提出を求めることができる。

一 所得税に関する調査 次に掲げる者

イ 所得税法の規定による所得税の納税義務がある者若しくは納税義務があると認められる者…

□ (省略)

ハ イに掲げる者に金銭若しくは物品の給付をする義務があつたと認められる者若しくは当該義務があると認められる者又はイに掲げる者から金銭若しくは物品の給付を受ける権利があつたと認められる者若しくは当該権利があると認められる者

※ 国税通則法第74条の2第1項第2号、第3号、同法第74条の3第1項第1号、国税徴収法第141条第3号及び国税犯則取締法第1条第3項にも取引照会に係る規定あり

取引照会の現状

取引照会の実施

- 税務調査や滞納整理、犯則調査（以下「税務調査等」という）において必要があるときは、各国税局・税務署の税務調査等の担当者が対象者の取引先である金融機関等に対して取引照会を実施
 - ・ 実地に臨場して実施
 - ・ 文書照会による実施
- 個々の税務調査等の内容に応じて、確認を要する事項の重要性・緊急性等を考慮しつつ随時実施する必要

文書照会の方法

- 現状における文書照会の方法は、次のとおり
 - ・ 各国税局・税務署から照会先に対して照会文書を郵送
 - ・ 照会文書の様式や照会事項の内容等については、税務調査等において確認を必要とする項目に応じて変更
 - ・ 回答の送付に使用する返信用封筒を同封（返信に係る郵送料が不足した場合には、別途請求していただくことで後日支払い）

規制改革ホットラインに寄せられた提案事項

① 取引照会に係る国税当局側の照会窓口（照会元及び回答先）の集中化

- 回答先が全国にわたることに起因する事業者側の事務コストの削減
- 回答先を集中化させることによる郵送コストの削減

② 照会文書様式の統一

- 様式統一による事業者側の事務処理の効率化
（事務コストの削減、正確かつ迅速な事務処理の実現）

③ 取引照会の電子化

- 取引照会の電子化により双方（国税・事業者）の正確かつ迅速な事務処理の実現
- 電子化に伴うペーパーレス化の推進により印刷コスト・郵送コストの削減
- マイナンバー及び情報提供ネットワークシステムの活用により電子政府化の推進

提案事項の検討に当たり留意すべき事項

- 提案事項については、金融機関の状況も踏まえつつ対応を検討したい。
なお、その際、以下の点に留意が必要。

① 取引照会に係る国税当局側の照会窓口（照会元及び回答先）の集中化

- 取引照会については、個々の税務調査等で必要が生じた際に、確認すべき事項の重要性・緊急性等を考慮しつつ随時実施する必要があること

② 照会文書様式の統一

- 税務調査等において確認を要する項目は、個々の税務調査等の内容に応じて異なること

③ 取引照会の電子化

- 電子化については、双方（国税・事業者）におけるセキュリティー確保等やシステム導入費用などに配慮する必要があること